

保護樹木の指定について

1 指定する樹木の概要

樹 種 名	イチヨウ
所 在 地	梶原二丁目9番12号（一乗寺）

2 樹木の状態

項 目	対象樹木	指定基準
樹 高	19m	10m 以上
幹 周	2.19m	1.2m 以上
樹 勢	健全 (ただし、シロアリの痕跡や露出根の樹皮欠損等が確認されており、対策が必要)	健全
樹 容	樹木医から、丁寧に管理を行えば「長期にわたり雄大な景観をみせてくれる状況」と評される、視認性の高い優れた樹容である。	樹容が美観上特に優れている
特 徴	本樹木は、承応元年（1652年）に一乗寺旧本堂の落成前後に、火難を避けることを祈念して植えられた「火伏（ひぶせ）イチヨウ」との伝承を持つ、由緒のある老木である。	生育状況が特殊な樹木、歴史上・学術上価値のある樹木

【位置図】



3 樹木の状況

《遠景》



《状況調査の様子》



《参考》

●高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例抜粋

(保護地区等の指定)

第 10 条 市長は、緑地環境の保全を図るため必要があると認めるときは、次に掲げる区分及び態様により、保護すべき地区、樹木、動植物を指定することができる。

(中略)

(4) 保護樹木 規則で定める基準に該当する樹木であって、その美観風致を維持するために保護を必要とする樹木

第 10 条第 2 項

市長は、前項に規定する保護地区、保護樹木又は保護動植物（以下「保護地区等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、高槻市緑地環境保全等審議会（以下第 18 条第 3 項までにおいて「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

第 10 条第 3 項

市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くに当たっては、あらかじめ、指定しようとする保護地区の土地の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）又は保護樹木の所有者等の同意を得なければならない。

●高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則抜粋

(保護地区等指定基準)

第 2 条

(中略)

3 条例第 10 条第 1 項第 4 号の規則で定める基準は、次のいずれかに該当する樹木であって、その樹木が健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていることとする。

- (1) 1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 1.2 メートル以上であること。
- (2) 樹高が 10 メートル以上であること。
- (3) 生育状況が特殊な樹木又は歴史上若しくは学術上価値のある樹木であること。

第 3 条

条例第 10 条第 3 項の規定する同意は、保護地区・保護樹木指定同意書（様式第 1 号）を提出することにより行うものとする。

令和7年11月25日

高槻市長
濱田 剛史 様

高槻市緑地環境保全等専門相談員

笹部 雄作

加藤 絵美里

高槻市指定保護樹木新規指定候補樹木の状況調査について

令和7年11月25日（火）に実施しました高槻市新規指定候補の保護樹木の状況調査について、以下のとおり報告します。

〔1〕 調査目的

過去に登録が検討されていたイチョウに対し、改めて登録の希望を受け、新たな保護樹木として指定するに足る樹木であるかを選定する目的で今回の調査を行った。

〔2〕 調査月日、場所、調査方法

- ① 調査月日 令和7年11月25日（火）
- ② 場所 一乗寺 高槻市梶原2丁目敷地内
イチョウ
- ③ 調査方法 目視観察による全体診断と鋼棒貫入、木槌打診による部分診断、機器による樹高計測、枝張り計測等

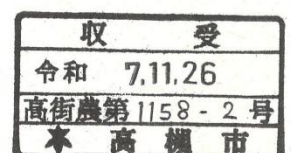
〔3〕 調査者、立会者

調査者

笹部雄作 樹木医 高槻市環境保全等専門相談員

加藤絵美里 樹木医 高槻市環境保全等専門相談員

立会者



[4] 調査結果

(1) イチョウについて

現状のイチョウに対して大きな影響はありませんが長期的な視点からイチョウの保護を考えた場合に対応をしておく方が望ましい状況である以下の3点が見つかりました。



- ・ 幹にシロアリの加害形跡がある。
- ・ 根元の露出した根に広範囲の樹皮枯死がある。
- ・ 根元にアキニレなどやがてイチョウと競合するような高木種の実生が生えている。

[5] 今後の対策

① 幹の白アリ加害

春以降にまたシロアリの活動が活発になる場合がありますので、シロアリ用のベイト剤などを根元に置くなどの処置が望ましい状況です。

② 根元の露出根に発生した樹皮枯死

今後のイチョウの生育を考える上で、周囲の根元は通路でもあるため根にダメージが生じる懸念があります。何かしらの舗装材を置くなどして、直接根の上を車両のタイヤなどが当たらない様な処置が望ましい状況です。

③ 根元の実生の木

大きく育つような苗木があります場合は早期に抜いて頂く方がイチョウとの競合を回避できます。

以上の点に気をつけて管理頂ければ、イチョウは長期に渡り雄大な景観をみせてくれる状況です。

令和7年12月23日

高槻市長 殿

宗教法人一乗寺

代表役員 森川誠玄



保護樹木新規指定のお願い

下記の樹木について、高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例第10条に定める保護樹木への指定をお願いするものです。

記

(1) 樹 種：イチョウ

(2) 所 在 地：梶原二丁目9番12号 一乗寺内

(3) 所 有 者：宗教法人一乗寺 代表役員森川誠玄

(4) 推薦理由：本樹木は承応元年（1652年）に再建された当寺院旧本堂の落成前後に火難を避けることを祈念して植えられた「火伏イチョウ」であるとの伝承を有する老木であります。

また遠くからでも目を引く高さと整った樹勢を有しており、黄葉時には JR 京都線乗車中や旧街道散策中に見つけ、訪ね来られる方もおられます。

併せて地域のランドマークとして近隣住民からも親しまれていることから、貴市指定保護樹木の要件を満たすものと考え、ここに推薦させていただきます。

以 上

収	受
令和	7.12.24
高街農第	号
本	高 槻 市